

直方市修繕工事簡易競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、簡易的な修繕工事の際に当該工事に係る工事概要、入札参加指名要件を公表し、当該工事の契約手続の透明性を高めることにより、当該入札に参加する意思のある者の参加を促進し、当該工事等の契約手続の公平性及び競争性をさらに高めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「修繕工事簡易競争入札」とは、次条に規定する土木業種の工事に係る工事概要、入札参加指名要件等を事前に公表し、当該工事の入札に第5条に規定する入札参加指名要件に該当する者を指名する入札をいう。

(対象となる工事)

第3条 修繕工事簡易競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、直方市が需用費のうち修繕料で行う土木工事及び、直方市水道事業が修繕費で行う土木工事で、予定価格が50万円を超え250万円以下のものとする。工事の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 道路、道路構造物、交通安全施設の修繕工事
 - (2) 橋りょうの修繕工事
 - (3) 河川、護岸、堤体、河川構造物の修繕工事
 - (4) 砂防、治山施設の修繕工事
 - (5) 下水排水路の修繕工事
 - (6) ため池、用水路、農道、ポンプ場等農業用施設の修繕工事
 - (7) 污水管、雨水渠、処理場等下水道施設の修繕工事
 - (8) 水道用地の修繕工事
 - (9) 前各号に付帯する施設の修繕工事
 - (10) その他市有財産の維持管理上必要な修繕工事
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の性質、目的その他の事情により、市長が特別に認めたものは対象工事としないものとする。

(工事概要の公表)

第4条 市長は、対象工事を発注しようとするときは、次に掲げる事項を直方市ホームページにて公表する。

- (1) 工事件名
- (2) 工事場所
- (3) 工事期間
- (4) 工事概要
- (5) 入札書（様式第1号）・（様式第2号）提出締切日時及び場所
- (6) 予定価格

(7) その他必要な事項

(入札参加指名要件)

第5条 修繕工事簡易競争入札は、直方市建設工事入札参加資格者名簿に土木業種で登録されており、次の要件に該当するすべての者へ参加指名を行う。

- (1) 競争入札参加資格申請における本社が直方市内にあること。
- (2) 修繕工事簡易競争入札の入札書提出期限までに、直方市から指名停止等の処分を受けていないこと。
- (3) 当該年度における対象工事の受注件数が10件に満たないこと。

2 入札を希望されない場合の対象工事ごとの辞退届は不要とする。

3 前項にかかわらず、修繕工事簡易競争入札参加指名辞退届（様式第3号）を提出したものについては、以降の一切の修繕工事簡易競争入札の指名を行わない。

なお、修繕工事簡易競争入札への参加指名を再度希望する場合は、修繕工事簡易競争入札参加指名辞退届の撤回を行えるものとする。

4 前項に定めるもののほか、修繕工事簡易競争入札における参加資格要件に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(設計図書等)

第6条 市長は、修繕工事簡易競争入札に係る現場説明会は行わないものとする。

2 修繕工事簡易競争入札に参加しようとする者は、設計図書その他の当該工事に係る疑義等が生じたときは、書面により質問をすることができる。

(入札の執行等)

第7条 対象工事に係る入札の回数は1回とし、応札者が1者の場合でも入札は実施する。

2 市長は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

3 落札者となるべき者が2人以上ある場合において、市長は、くじにより契約の相手方を決定するものとする。

4 くじは次のとおり執り行う。

(1) くじ対象事業者の入札書のくじ番号を取り出す。

(2) くじ対象事業者に対して、建設工事業者格付表の土木一式のランク及び順位の高い順に順序番号(0,1,2,...)を割り振る。建設工事業者格付表に順位のない事業者の順序番号は、順位のある事業者の後とし、この場合において、順位のない事業者が複数ある場合は、建設工事競争入札参加有資格者名簿掲載順とする。

(3) 以下の数式で計算された余りの整数を、余り番号とする。

(くじ対象事業者の「くじ番号」の総計) ÷ くじ対象事業者数

(4) 余り番号と順序番号とが合致した事業者を落札者とする。

5 入札書にくじ番号の記載がない場合は、くじ番号を「000」として取り扱うものとする。

6 1開札日の落札件数の上限を3件とし、4件目以降の入札書は無効扱いとする。

開札はホームページ掲載順に執行する。

(入札の中止等)

第 8 条 市長は、競争性が確保されないと判断した場合は、入札を取り止めることとする。

(異議申立ての制限)

第 9 条 修繕工事簡易競争入札に参加した者は、第 7 条の入札が終了して以降は、設計図書の内容に係る疑義その他の当該工事に係る疑義等を理由に異議を申し立てることができないものとする。

(補足)

第 10 条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 7 年 6 月 16 日直財契第 453 号)

この要領は、令和 7 年 6 月 16 日から施行する。

附則(令和 7 年 7 月 1 日直財契第 638 号)

この要領は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

入 札 書

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金額									

工事名

工事場所

直方市契約に関する諸規定をまもり契約条項を承認のうえ
入札いたします。

くじ番号 任意の3桁の数字を入力すること

--	--	--

令和 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名



直 方 市 長 様

(様式第2号)

入 札 書

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金額									

工事名

工事場所

直方市契約に関する諸規定をまもり契約条項を承認のうえ
入札いたします。

くじ番号 任意の3桁の数字を入力すること

--	--	--

令和 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名



直方市水道事業
直 方 市 長 様

修繕工事簡易競争入札参加指名辞退届

直方市の修繕工事簡易競争入札について参加の指名を
受けることを辞退いたします。

年 月 日

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

直 方 市 長 様

直方市水道事業

直 方 市 長 様